

(様式 1 - 3)

## 矢吹町定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 25 年 9 月時点

本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	6	事業名	学校施設照明設備整備事業	事業番号	B-2-1
交付団体	矢吹町	事業実施主体	矢吹町		
総交付対象事業費	71,344 (千円)	全体事業費	71,344 (千円)		
事業概要					
<p>事業の概要</p> <p>矢吹町内唯一中学校である矢吹中学校の校庭に、屋外運動場照明施設を 7 基整備する。 (被照明面積 18,000 m<sup>2</sup>、平均照度 150 lx、運動場総面積 21,622 m<sup>2</sup>、設備機器詳細については別紙「設計図」のとおり)</p> <p>定住緊急支援事業計画とまちづくり計画等との整合性 (制度要綱第 5 の 4 の一)</p> <p>まちづくり計画等の該当箇所を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 第 5 次矢吹町まちづくり総合計画 「安心して子どもを育てることができる環境づくり」を策定し、健全な子どもの育成を図っている。</li><li>・ 矢吹町復興計画 「未来を担う子どもたちの育成」を策定し、安心して子どもを育む環境の整備を推進している。</li><li>・ 矢吹町除染実施計画 除染実施計画による除染を実施し、子どもたちが元気に運動できる環境整備に努めている。</li></ul>					
人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係					
<p>原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障 (制度要綱第 5 の 1)</p> <p>(別紙 1) 参照</p> <p>【子どもの運動機会の確保のための事業】</p> <p>事業実施の必要性 (制度要綱第 5 の 1)</p> <p>従来十分に運動できていなかった子どもたちのために、夜間照明施設を新設し一般開放することで、夜間や休日に運動できる環境を整備し、運動能力の向上を図る。中学校校庭は 400Mトラックを有する広大な面積であるため、従来は夜間の活動が困難であった陸上やサッカー、野球、テニス等の本格的な運動競技での利活用が可能となり、昼間は開放困難であることから夜間に新たな運動機会を創出する。</p> <p>また、震災直後は中学校が避難所となり避難生活等の拠点となったことから、町民の復興への意識がより高揚する場所であり、本件事業を町の復興の主要事業として推進して子どもの元気を取り戻し、子育て世帯が住みやすい環境を整備する。</p> <p>&lt;照明設備の必要性と利用対象者&gt;</p> <p>町内には総合グラウンドが無く、各小学校等にあるグラウンドについても面積の不足により可能な競技が限られているため、複数競技が可能な面積を有するのは本件中学校グラウンドのみとなっている。また、各小学校のグラウンドや他のグラウンドについては、子どもたちへの夜間の一般開放が可能なところが無い状況にあり、子どもを持つ保護者や各子どものスポーツクラブ等から夜間の運動機会の整備を求める声があがっている。</p>					

夜間に運動することについては、中学校の敷地内のグラウンドのため昼間の一般開放が困難であることから、平日の授業終了後及び休日祝日でのみしかグラウンドを一般開放できる時間がない。さらに利用を見込む小学生・中学生・幼児等がより多く利用可能な時間帯の条件としては、小学生・中学生の児童生徒は授業の終了後の必要があり、幼児等についても送迎する親の仕事の終了後が想定されることから、夜間の活用の必要性が高い。

小学生のソフトボールクラブやサッカークラブ、中学生のクラブ等についても、従来の活動時間は夕方から日没までの短い時間で活動となっているため、生徒や保護者等からも照明設備の整備による夜間の運動の要望があがっており、夜間の効率的な運動環境の整備が求められている。

また、一般開放にあたっては、学校の敷地内であることから一般の方が来場しにくいことが想定されるため、既に整備済みのクラブハウスについても併せて一般開放し、更衣室や用具置き場、トイレ等の設備を自由に使用してもらい、学校建物に入ることなく一般来場者が利用しやすい環境の整備を図る。

震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（制度要綱第5の4の二）

子どもたちの運動能力は低下の傾向にあり、各小学校にて実施している「新体力テスト」の結果は、震災前と比較し合計点平均で19点の減、特に低学年（1・2年生）の低下が顕著となっている。

（別紙1）参照

地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第5の4の二）

町内には一般開放の総合グラウンドはないため、陸上・サッカー・ソフトボール・野球・テニスといった複数の運動競技を同時にできるグラウンドは、町内でも本件の一カ所のみとなっている。しかし、昼間は中学校の授業にて使用しており一般開放ができないため、夜間でのみしか一般開放ができない状況にある。また、町内の公園や広場等の施設については既に除染を終了しているが、震災直後に公園等の敷地がガレキの一時仮置場になった経緯等から除染だけでは不安を払拭できず、公園での運動を控えている傾向にある。

公園の使用状況については、町で最大の公園である大池公園で震災前の平成22年度の利用団体数163、累計利用者数3,497人に対して、震災後の平成24年度は団体数89、累計利用者数1,524人へ減少しており、利用数の減少が顕著となっている。（詳細は別紙3参照下さい）

既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（制度要綱第5の4の二）

矢吹町内においても、本件規模の広大な面積を有するグラウンドは1カ所しかなく、新たに同規模の用地を獲得するのは困難なため、既存のグラウンドに照明設備を新設する。

施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（制度要綱第5の4の二）

子どもの運動能力の低下に伴い、新たな運動機会を創出し運動習慣の定着及び能力の向上を図る必要がある。本件一般開放は町内各校の児童生徒の授業終了後を想定しており、従来平日の夜間は運動していなかった子ども達の運動を促進する。また、各小学校のソフトボールクラブ等についても定期的な利用を促し、夜間の活動をサポートする。 詳細（別紙3）参照

#### < 利用想定及び費用対効果 >

一日の利用想定見込数60名（累計見込数：月間1,800名、年間21,600名）

（想定内訳：小学生ソフトボール・サッカークラブ25名、中学生クラブ25名、一般来場子ども10名）

毎日夜間の一般開放を実施し、中学校の授業終了後の夕方から夜間にかけて照明設備を活用する。小学

生のソフトボール・サッカークラブ及び中学生のクラブについては、各チームのローテーション利用により、それぞれ1日25名程度(合計50名)の使用を見込むほか、一般来場する子どもたちを約10名見込む。休日については各種競技の試合等での利用を可能とし、より実戦的な活用による積極的な利用により1日50名の利用を見込む。

整備面積21,662㎡の広大な面積の活用による、野球・ソフトボール・サッカー・テニス・陸上競技等の本格的なスポーツの運動機会を創造し、従来夜間の運動機会がなかった小学生のスポーツクラブや中学生のクラブ活動、その他一般来場の子どもたちを対象として、周辺地域から多くの利用が見込まれることから効率的な事業である。また、ランニングコストについても、経常的な経費は電気代及び電球の交換等のみであるため、少額の予算で収まり長期的な安定利用が見込まれる。

地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること(制度要綱第5の4の二)

整備予定地は、町の4学区(矢吹、善郷、中畑、三神)のほぼ中心に位置していることから、各地から子どもたちが集まりやすい立地である。また、国道4号及び東北自動車道から接続されている矢吹中央インターからも近いため、郊外の住民や近隣市町村からのアクセスも良く、町内外問わず多くの利用者が見込まれる。

整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組(制度要綱第5の4の二)

- ・「ナイターソフトボール講習会」の開催。
- ・広報やHPを利活用して積極的な利用を呼び掛けるPR活動。詳細(別紙3)参照
- ・既存施設であるクラブハウスの一般開放。

効果の検証方法

従来から各学校にて行っている「新体力テスト」の結果をモニタリングし、震災前との比較と今後の運動能力向上の検証を実施する。

効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	